

倉庫(保管料・荷役料)料率表
(普通倉庫)

会社名 NECフィールディング株式会社

1. 普通倉庫保管料

(1) 基本料率

(1) - a 磁気媒体(NEC 北海道データセンター)

保管準備料: 個建て、体積建てによる

①	預かり準備費用	15,000円～ 20,000円
---	---------	------------------

内容: 耐火保管庫に保管スペースの確保を行い(トランク個数分)、トランク搬入搬出管理の準備を行う。

保管料: 個建て、体積建てによる

②	個建て、体積建て		
	S サイズ(3辺計0.5m未満)	LTO2巻	3,500円～6,000円
	M サイズ(3辺計0.75m未満)	LTO3～10巻程度	4,500円～6,500円
	L サイズ(3辺計1.0m未満)	LTO11～20巻程度	5,500円～7,000円
	LL サイズ(3辺計1.0m以上1.5m未満)	LTO21～30巻程度	6,500円～8,000円

内容: トランクに媒体が格納されている状態で、耐火保管庫に保管を行う。

(1) - b 磁気媒体(NEC 北海道データセンター)以外

保管料: 面積建てによる

面積建て(1坪)	5,700円～ 20,000円
----------	-----------------

(2) 適用規定

- ① 保管料は1ヶ月を1期として計算する。
- ② 基本料率に沿わない荷の場合は、別途寄託者と協議し料率を決定する。
- ③ 寄託者との個別契約により、保管料・荷役料を別途定める場合もある。
- ④ 寄託者との個別契約により、扱う物品・その他の料率内容を別途定める場合もある。

(3) 割増料率

遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに寄託者と協議の上付加する割増率を決定する。

(4) その他の料金

① 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合の料金

イ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書又はこれらに準ずる諸書類の作成：1件につき3,000円以内

ロ. 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等 寄託者と協議の上決定する

② 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立合い、機械による温湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合の料金 寄託者と協議の上決定する

(5) 消費税の加算

① (1)～(4)までによって計算した料金の総額に消費税(地方税を含む)に相当する金額を、別途加算する。

② 請求各口につき50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。

(6) 適用地域

全国

2. 普通倉庫荷役料

(1) 基本料率

(1) - a 磁気媒体(NEC 北海道データセンター)

入庫又は出庫料金(入庫又は出庫1件あたり) 3,000円～4,500円

- (1) - b 磁気媒体(NEC 北海道データセンター)以外
 入庫又は出庫料金(入庫又は出庫1件あたり) 300円～600円
 流通加工費用、重量物取り扱いによる費用などについては寄託者と協議の上決定する。

(2) 割増料率及び割引料率

① 割増料率

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	17時から20時までの間における荷役	基本料率の3～6割増
夜 間 荷 役	20時から翌朝8時30分までの間における荷役	基本料率の6～10割増
土 曜 日 荷 役	土曜日の朝8時30分～17時00分までの間における荷役	基本料率の3～6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日の朝8時30分～17時00分までの間における荷役	基本料率の10割増以内

(注)基本距離とは、庫入または庫出荷役にあつては50メートルとする。

(3) 個別に協議して定める料金

- ① 特殊な貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役、又は特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ② 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ③ 基本距離を超える距離を超える距離の荷役であつて、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ④ 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- ⑤ 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることがある。
- ⑥ 重量物、高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ⑦ 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- ⑧ 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

(4) 料率の適用

① その他の料率の適用

イ. 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。ただし、これ等の場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

ロ. 荷役手配の取り消しの場合

a. 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。

b. 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用する。

ハ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用する。

(5) 消費税の加算

① (1)から(4)までによって計算した料金総額に消費税(地方消費税を含む)に相当する金額を、別途加算する。

② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入する。

(6) 適用地域

全国